

令和 8 年度の実施方針の策定の見通しの公表について（令和 8 年 5 月 27 日現在）

さいたま市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管課
（仮称）さいたまスポーツシュール推進施設整備事業	契約締結から 3 年間程度（予定）	（仮称）さいたまスポーツシュール推進施設整備事業に係る設計、建設、工事監理業務を実施する。	さいたま市桜区大字上大久保 639 番 9 外	令和 8 年 6 月（予定）	スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室 電話 048-829-1737（直通）

※本事業の事業手法は、設計施工一括発注方式（Design Build（DB））であるが、PFI 法の手続きに準じて実施。